

芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>専門看護手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(専門看護手当)</u></p> <p><u>第10条の2 専門看護手当は、専門看護師又は認定看護師の資格の認定を受け、当該認定に係る専門看護又は認定看護の分野の業務に従事した職員に対して支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、初任給調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p>

芦屋市病院企業職員の給与に関する規程で定める内容

専門看護手当の額（条例第10条の2関係）

専門看護師・・・月額5,000円

認定看護師・・・月額3,000円

※ 管理職手当との併給は行わない。